

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下市町は、障害者福祉に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

下市町長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者に関する事務
	<p>下市町は、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に規定に則り、障害者及び障害児とその保護者に対し、給付費又は手当の支給、福祉サービスの提供などの支援を行う。</p> <p>【身体障害者手帳・療育手帳】身体障害者福祉法・知的障害者福祉法 ・身体障害者手帳・療育手帳の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての進達又はその申請に対する応答に対する事務 ・身体障害者手帳・療育手帳の再交付・返還に関する事務 ・身体障害者手帳交付台帳・療育手帳交付台帳の整備に関する事務 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>【精神障害者保健福祉手帳】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての進達又はその申請に対する応答に対する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の再交付・返還に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>【特別障害者手当/障害児福祉手当/特別児童扶養手当】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律 ・障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定に係る進達又はその請求に対する応答に関する事務 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・所得状況届及び現況届の受付、審査及び進達 ・資格喪失届の受理及び進達</p> <p>【日常生活用具/補装具/小児慢性特定疾患児日常生活用具/更生医療/育成医療/精神医療/自立支援給付費(障害児通所支援を含む)/地域生活支援事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法 ・自立支援給付、自立支援医療の支給に関する事務 ・自立支援給付、自立支援医療の支給決定の変更に関する事務 ・地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ・支給認定の変更に関する事務 ・障害児通所給付費、特定障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ・通所給付決定の変更に関する事務 ・障害福祉サービスの提供に関する事務 ・費用の徴収に関する事務 ・小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務</p>
②事務の概要	

	<p>【障害者外出支援事業】 ・障害者外出支援事業利用券交付申請書の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>【障害者扶養共済制度】実施主体は都道府県・指定都市 ・県からの照会に対する回答に関する事務</p> <p>【有料道路における障害者割引制度】 実施主体は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社 ・申請書の受理、その申請書に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・実施主体からの照会に対する回答に関する事務</p> <p>【NHK放送受信料免除】実施主体は日本放送協会 ・申請書の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・実施主体からの照会に対する回答に関する事務</p> <p>【生計同一証明】地方税法下市町税条例に基づく、自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免の申請時に障害者本人以外が運転する場合申請書類の1つとして必要 ・申請書の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・提出先からの照会に対する回答に関する事務</p> <p><特定個人情報の利用について>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、障害者福祉事務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 障害者福祉管理システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)障害者福祉サービス受給者ファイル (2)障害児福祉サービス受給者ファイル (3)身体障害者手帳ファイル (4)精神手帳ファイル (5)通院医療ファイル (6)更生医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(番号法) <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第一の第7項、第8項、第12項、第33の3項、第34項、第47項、第84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> ・第8条、第12条、第25条、第60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

<p>①実施の有無</p>	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第8号 ・別表第二の第16項、第26項、第56の2項、第57項、第87項、第116項(各項において、別表第二の第三欄が「市町村長」であって、第四欄が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」に該当するものに限る) <ul style="list-style-type: none"> ・別表第二の第16項、第56の2項、第116項(各項において、別表第二の第三欄が「市町村長」であって、第四欄が「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの」に該当するものに限る) ・別表第二の第10項、第11項、第12項、第16項、第20項、第53項、第108項、第109項、第110項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) <ul style="list-style-type: none"> ・第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 ・第9条、第10条、第14条、第27条、第55条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
一	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒638-8510 下市町 総務課 住所:奈良県吉野郡下市町大字下市1960番地 電話:0747-52-0001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒638-8510 奈良県吉野郡下市町大字下市1960番地 下市町 健康福祉課 電話:0747-52-0001

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
-------------	---

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
------------------------	-----------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
---	-----------	--

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
---	-----------	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
---------------------------	-----------	--

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------------	-----------	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手) []接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
------------------------	-----------	--

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-----------------------	-----------	--

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-----------------------------	-----------	--

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	----------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
--------------	--------------	--

变更箇所